

令和8年度

住宅リフォーム補助制度について

市では、市内経済の活性化と市民の居住環境の向上を図るため、住宅の増改築・リフォーム等に対し補助を行っています。

補助対象住宅

- ・市内に存在する在宅であること。
- ・一戸建て住宅であること。
- ※併用住宅の場合は、住宅部分が1/2以上であるものの住宅部分のみ。

補助対象者

- ・潟上市に居住し、住民登録していること。
- ・持ち家住宅の増改築、リフォームであること。
- ・市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- ※持ち家住宅とは、自己所有（親族所有）の住宅であって、自己居住に供するもの。

補助対象分類

- ①子育て世帯（持ち家型）
 - ・18歳以下の子ども2人以上とその親の世帯（祖父母が同居する場合も含む）。
- ②子育て世帯（中古住宅購入型）
 - ・市内にある中古住宅を購入する18歳以下の子どもとその親の世帯（祖父母が同居する場合も含む）。
- ③移住・定住世帯（定着回帰型）
 - ・潟上市外から市内の実家等に移住・定住する世帯。
- ④移住・定住世帯（中古住宅購入型）
 - ・潟上市外から市内に移住・定住して、市内にある中古住宅を購入する世帯。
- ⑤災害復旧（持ち家型）
 - ・甚大な自然災害により住宅被害が広域的に発生するなどした場合の復旧工事をする世帯。

補助要件

- 増改築・リフォームに要する費用（消費税額を含む）が50万円以上であること。
 - ※⑤災害復旧の対象者は、増改築・リフォームに要する費用が20万円以上であること。
 - ※令和5年10月1日からリフォーム工事をする場合は、建築物石綿含有建材調査者によるアスベスト事前調査が義務化され、発注者に費用負担の責務が生じています。工事請負契約に含まれるアスベスト事前調査費は補助対象工事費に算入できます。
- 災害復旧の対象者を除き、施工者は市内に本店又は支店及び営業所を有する建設業者及び個人の建設業者であること。

補助率・補助限度額

- ・補助対象①の場合、補助対象工事に要する額の20%、**限度額20万円**を補助する。
- ・補助対象②の場合、補助対象工事に要する額の30%、**限度額30万円**を補助する。
- ・補助対象③の場合、補助対象工事に要する額の20%、**限度額40万円**を補助する。
- ・補助対象④の場合、補助対象工事に要する額の30%、**限度額60万円**を補助する。
- ・補助対象⑤の場合、補助対象工事に要する額の10%、**限度額4万円**を補助する。

※平成22年度から令和7年度までに補助を受けた住宅は、補助を受けた工事箇所・工事内容と異なる工事を申請する場合が対象で、過去の補助額を差し引いた額が限度額となります。

※⑤災害復旧については、同一年度1回限りとします。

提出書類について

- ・各分類により提出資料が異なります。
- ・申請の際にご確認のうえ都市建設課都市計画班へ提出して下さい。

補助対象工事（例）

- ・屋根、外壁の張替・塗装など
- ・部屋の新設・間仕切りの変更
- ・壁紙や床の内装工事
- ・耐震補強・改修工事
- ・室内の建具等の交換
- ・バリアフリー改修
- ・風呂、台所、トイレ等の水回り改修
- ・サッシ（網戸含む）の交換工事

補助対象外工事（例）

- ・家庭用家電製品等の購入（設置・取付け）
- ・造園・門・塀等の外構工事
- ・作業小屋・業務用具置き場等の工事（農作業小屋等）
- ・室内カーテンの取付け → 内装工事が伴えば可
- ・住宅の解体工事 → 増改築・リフォームが伴えば可
- ・公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
- ・重複できない他の補助制度を利用する工事

補助実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（予算がなくなり次第、終了します。）

注！注意

工事には市の決定通知書が届いてから取り掛かってください。

お問い合わせは、都市建設課 都市計画班 TEL：018-853-5337 FAX：018-853-5280

Mail：toshikeikaku@city.katagami.lg.jp

※県補助との併用について

県でも、「住宅リフォーム推進事業」による補助を行っております。市の制度と両方の要件を満たす場合は、重複して補助を受けることができます。

ただし、市と補助限度額等が異なりますので、十分に確認してからの申請をお願いします。

お問い合わせは、秋田地域振興局建築課 TEL 018-860-3491